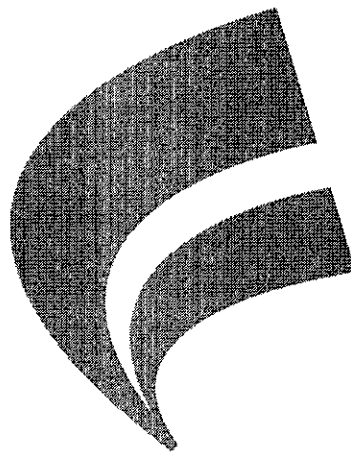


# 令和2年度 教育委員会

(第12回定例会)

開催日 令和3年3月5日



福岡市

福岡市教育委員会

## 令和 2 年度 3 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 3 年 3 月 5 日(金)午後 2 時 00 分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(3 月議事録：中島委員、内田委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事

### 議案第 28 号

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱について

### 議案第 29 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱について

### 報告第 14 号

令和 3 年笛吹市議会第 1 回定例会提出議案等について

### 報告第 15 号

教育長職務代理者の指名について

- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 3 年 4 月 7 日(水)  
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

## 議案第28号（3月）

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

|          |                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 題名       | (平成 30 年 笛吹市教育委員会告示第 9・10 号)<br>笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱                                                                                                          |
| 趣旨<br>目的 | 県の事業を活用し配置してきた「学力向上支援スタッフ配置事業」が、令和 3 年度も継続されることとなったため、所要の改正を行う。                                                                                                                                       |
| 概要       | 学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱<br>附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。<br>学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱<br>第 8 条第 3 項中「(平成 30 年笛吹市教育委員会告示第 9 号)」を削る。<br>附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。 |
| 経過       | 県の補助事業(補助率 2/3)である学習保障に必要な人的体制の強化として学習指導員(学力向上支援スタッフ)を配置するための事業が令和 2 年度で終了予定であったが、令和 3 年度も継続するため、今年度末で失効予定であった要綱の失効日等を改正することとなった。<br>なお、新型コロナウイルスの影響を踏まえスタッフの追加配置事業も実施されていたが、そちらは令和 2 年度をもって終了となる。    |
| 関係<br>法令 | 学力向上支援スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県)                                                                                                                                                                           |
| 予算<br>措置 | 令和 3 年度当初予算計上(109,842 千円)                                                                                                                                                                             |
| その他      |                                                                                                                                                                                                       |

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する  
要綱

(笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱の一部改正)

第1条 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部改正)

第2条 笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「(平成30年笛吹市教育委員会告示第9号)」を削る。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱（平成30年笛吹市教育委員会告示第9号）新旧対照表

| 改正案                                                                     | 現行                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>（この要綱の失効）</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。</p> | <p>附 則</p> <p>（この要綱の失効）</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |

笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業における職員設置要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第10号)新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                                     | 現行                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報酬の支給に当たっては、支援スタッフが配置されている学校長から提出される笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱_____第7条第2項に規定する勤務実績報告書(様式第2号)により支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和4年3月31日 限り、その効力を失う。</p> | <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報酬の支給に当たっては、支援スタッフが配置されている学校長から提出される笛吹市学力向上支援スタッフ配置事業実施要綱(平成30年笛吹市教育委員会告示第9号)第7条第2項に規定する勤務実績報告書(様式第2号)により支給する。</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。</p> |

## 議案第29号（3月）

笛吹市スクール・サポート・スタッフ  
配置事業実施要綱及び笛吹市ス  
クール・サポート・スタッフ配置事業  
における職員設置要綱の一部を改  
正する要綱について

学校教育課



# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 題名       | (令和2年 笛吹市教育委員会告示第19・20号)<br>笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 趣旨<br>目的 | 県の事業を活用し配置してきた「スクール・サポート・スタッフ配置事業」が、令和3年度も継続されることとなったため、所要の改正を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 概要       | 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱<br>第4条中「令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間」を「年度を単位」に改める。<br>附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。<br>笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱<br>第4条及び附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。                                                                                                                                                                    |
| 経過       | 文部科学省の令和2年度第2次補正予算で、教職員が子供の学びの保障に注力できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで純増する教職員の業務をサポートするために必要な人的体制の強化としてスクール・サポート・スタッフを配置するための補助事業が打ち出された。<br>感染症対策を講じながら、教職員が授業に注力できる人員体制を整備するため、この事業を活用して18名のスクール・サポート・スタッフを市内公立18校に配置し教職員の業務を支援してきた。<br>令和2年度限りの事業のため終了となる予定であったが、安心・安全な学習環境を整備するとともに、教師の負担軽減を図り、本来の業務に注力できるよう令和3年度も継続されることとなったため、今年度末で失効予定であった要綱の失効日等を改正することとなった。 |
| 関係<br>法令 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱(山梨県)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 予算<br>措置 | 令和3年度当初予算計上(16,187千円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| その他      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱及び笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部を改正する要綱

(笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱の一部改正)

第1条 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間」を「年度を単位」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。  
(笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱の一部改正)

第2条 笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。

第4条及び附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業実施要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第19号)新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(配置の期間)</p> <p>第4条 スタッフの配置期間は、<u>年度を単位</u><br/>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日ま<br/>でになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> | <p>(配置の期間)</p> <p>第4条 スタッフの配置期間は、<u>令和2年8月1日から令和3年3月31日まで</u><br/><u>の間とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日ま<br/>でになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> |

笛吹市スクール・サポート・スタッフ配置事業における職員設置要綱(令和2年笛吹市教育委員会告示第20号)新旧対照表

| 改正案                                                                                                                                                                                                 | 現行                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任用期間)</p> <p>第4条 スタッフの任用期間は、その任用の日から<u>令和4年3月31日</u>までの期間の範囲内で笛吹市教育委員会が定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> | <p>(任用期間)</p> <p>第4条 スタッフの任用期間は、その任用の日から<u>令和3年3月31日</u>までの期間の範囲内で笛吹市教育委員会が定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続については、同日後もなおその効力を有する。</p> |

## 報告第14号（3月）

令和3年笛吹市議会第1回定例会提出議案等について

教育委員会

令和3年笛吹市議会第1回定例会会期日程

○会 期：令和3年2月19日（金）～3月23日（火） 33日間

| 月 日   | 曜日 | 会議名等    | 開議時間    | 議 事 等                    |
|-------|----|---------|---------|--------------------------|
| 2月12日 | 金  | 議会運営委員会 | 午前10時   | ・会期日程等協議                 |
|       |    | 全員協議会   | 午後3時    |                          |
| 2月19日 | 金  | 本 会 議   | 午後1時30分 | ・市長施政方針・提出議案説明           |
| 20日   | 土  | 休 会     |         |                          |
| 21日   | 日  | 休 会     |         |                          |
| 22日   | 月  | 休 会     |         |                          |
| 23日   | 火  | 休 会     |         |                          |
| 24日   | 水  | 休 会     |         |                          |
| 25日   | 木  | 休 会     |         |                          |
| 26日   | 金  | 休 会     |         |                          |
| 27日   | 土  | 休 会     |         |                          |
| 28日   | 日  | 休 会     |         |                          |
| 3月1日  | 月  | 休 会     |         |                          |
| 2日    | 火  | 本 会 議   | 午前10時   | ・議案に対する質疑及び代表質問          |
| 3日    | 水  | 本 会 議   | 午前10時   | ・議案に対する質疑及び一般質問<br>・付託   |
| 4日    | 木  | 本 会 議   | 午前10時   | ・議案に対する質疑及び一般質問<br>(予備日) |
| 5日    | 金  | 休 会     | 午前9時    | 常任委員会・付託事件審査             |
| 6日    | 土  | 休 会     |         |                          |
| 7日    | 日  | 休 会     |         |                          |
| 8日    | 月  | 休 会     | 午前9時    | 常任委員会・付託事件審査             |
| 9日    | 火  | 休 会     |         | 常任委員会(予備日)               |
| 10日   | 水  | 休 会     |         |                          |
| 11日   | 木  | 休 会     |         |                          |
| 12日   | 金  | 議会運営委員会 | 午後1時30分 |                          |
|       |    | 全員協議会   | 午後2時    |                          |
|       |    | 本 会 議   | 午後3時    | ・委員会審査報告・討論・採決           |
| 13日   | 土  | 休 会     |         |                          |
| 14日   | 日  | 休 会     |         |                          |
| 15日   | 月  | 休 会     | 午前9時    | 常任委員会<br>・付託事件審査(当初予算)   |
| 16日   | 火  | 休 会     | 午前9時    | 常任委員会<br>・付託事件審査(当初予算)   |
| 17日   | 水  | 休 会     | 午前9時    | 常任委員会<br>・付託事件審査(当初予算)   |
| 18日   | 木  | 休 会     |         | 常任委員会(予備日)               |
| 19日   | 金  | 休 会     |         |                          |
| 20日   | 土  | 休 会     |         |                          |
| 21日   | 日  | 休 会     |         |                          |
| 22日   | 月  | 休 会     |         |                          |
| 23日   | 火  | 議会運営委員会 | 午後1時30分 |                          |
|       |    | 全員協議会   | 午後2時    |                          |
|       |    | 本 会 議   | 午後3時    | ・委員会審査報告・討論・採決           |

令和3年笛吹市議会第1回定例会  
議事日程 (第1号)

令和3年2月19日(金) 午後1時30分<sup>~14:15</sup> 開議

| 日程 | 議案番号   | 案 件 等                                           |
|----|--------|-------------------------------------------------|
|    |        | 開会宣言                                            |
| 1  |        | 会議録署名議員の指名                                      |
| 2  |        | 会期の決定                                           |
| 3  |        | 議会関係諸般の報告                                       |
| 4  |        | 市長施政方針並びに提出議案要旨説明                               |
| 5  | 承認第1号  | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて        |
| 6  | 議案第1号  | 笛吹市行政組織条例の一部改正について                              |
| 7  | 議案第2号  | 笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                   |
| 8  | 議案第3号  | 笛吹市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について    |
| 9  | 議案第4号  | 笛吹市移住定住お試し住宅条例の一部改正について                         |
| 10 | 議案第5号  | 笛吹市国民健康保険条例の一部改正について                            |
| 11 | 議案第6号  | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について                             |
| 12 | 議案第7号  | 笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 13 | 議案第8号  | 笛吹市介護保険条例の一部改正について                              |
| 14 | 議案第9号  | 笛吹市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正について           |
| 15 | 議案第10号 | 笛吹市都市公園条例の一部改正について                              |
| 16 | 議案第11号 | 笛吹市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について                     |

| 日程 | 議案番号   | 案 件 等                                |
|----|--------|--------------------------------------|
| 17 | 議案第12号 | 令和2年度笛吹市一般会計補正予算(第11号)について           |
| 18 | 議案第13号 | 令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について      |
| 19 | 議案第14号 | 令和2年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第4号)について        |
| 20 | 議案第15号 | 令和2年度笛吹市水道事業会計補正予算(第4号)について          |
| 21 | 議案第16号 | 令和2年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第4号)について       |
| 22 | 議案第17号 | 令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について  |
| 23 | 議案第18号 | 令和2年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について        |
| 24 | 議案第19号 | 令和3年度笛吹市一般会計予算について                   |
| 25 | 議案第20号 | 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について             |
| 26 | 議案第21号 | 令和3年度笛吹市介護保険特別会計予算について               |
| 27 | 議案第22号 | 令和3年度笛吹市介護サービス特別会計予算について             |
| 28 | 議案第23号 | 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について            |
| 29 | 議案第24号 | 令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について             |
| 30 | 議案第25号 | 令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について         |
| 31 | 議案第26号 | 令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について             |
| 32 | 議案第27号 | 令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について  |
| 33 | 議案第28号 | 令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 34 | 議案第29号 | 令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について   |
| 35 | 議案第30号 | 令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について  |



| 日程 | 議案番号   | 案 件 等                                 |
|----|--------|---------------------------------------|
| 36 | 議案第31号 | 令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について   |
| 37 | 議案第32号 | 令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について    |
| 38 | 議案第33号 | 令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について   |
| 39 | 議案第34号 | 令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について   |
| 40 | 議案第35号 | 令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について |
| 41 | 議案第36号 | 令和3年度笛吹市水道事業会計予算について                  |
| 42 | 議案第37号 | 令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について          |
| 43 | 議案第38号 | 令和3年度笛吹市公共下水道事業会計予算について               |
| 44 | 議案第39号 | 令和3年度笛吹市簡易水道事業会計予算について                |
| 45 | 議案第40号 | 変更契約の締結について(新道峠展望台整備工事(債務))           |
| 46 | 議案第41号 | 市道廃止について                              |
| 47 | 議案第42号 | 市道認定について                              |

# 令和 2年度 2月補正 予算見積総括表

教育委員会 部 (局)

(単位：千円)

| 課 名     | 歳出見積額     | 財 源 内 訳   |          |       |          |
|---------|-----------|-----------|----------|-------|----------|
|         |           | 国庫支出金     | 県支出金     | 地方債   | その他      |
| 教育総務課   | 11,853    | △ 1,566   |          | 4,500 | 8,919    |
| 学校教育課   | △ 314,153 | △ 255,315 | △ 25,872 |       | △ 32,966 |
| 生涯学習課   | 4         |           |          |       | 4        |
| 文化財課    | △ 3,364   | △ 2,756   |          |       | △ 184    |
| 図書館     |           |           |          |       | 0        |
|         |           |           |          |       | 0        |
|         |           |           |          |       | 0        |
|         |           |           |          |       | 0        |
| 部 (局) 計 | △ 305,660 | △ 259,637 | △ 25,872 | 4,500 | △ 24,467 |

令和2年度

2月補正予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

| 担当課 | 事業の概要                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務課 | <p>○公共下水道事業会計補助金    △46,961</p> <p>公共下水道事業の収益的支出の減額補正に伴い、一般会計からの補助金を減額する。</p> <p>【現予算額】    1,034,687</p> <p>【補正額】    △46,961</p> <p>【計】    987,726</p> <p>【特定財源】    なし</p> |

教育委員会

(単位：千円)

| 担当課   | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育総務課 | <p>○小学校施設計画的改修事業    15,730</p> <p>令和3年度に国の学校施設環境改善交付金を活用し、八代小学校の理科室、音楽室の空調設備を設置する予定であったが、令和2年度国の3次補正において実施されることとなったため、2月補正予算に前倒しして追加する。</p> <p>【現予算額】    16,959</p> <p>【補正額】    15,730</p> <p>【計】    32,689</p> <p>【特定財源】    国庫補助金：学校施設環境改善交付金    2,311<br/> (6,867千円(補助基準額)×1/3+22千円(事務費))<br/> 地方債：補正予算債    4,500</p> |
| 学校教育課 | <p>○修学旅行の中止・延期に伴うキャンセル料支援事業    △34,229</p> <p>小学校14校はすべて実施できたが、受験等への影響も鑑み、中学校5校で修学旅行を中止したため、キャンセル料が発生した。キャンセル料の確定に伴い、不用額を減額する。</p> <p>【現予算額】    37,514</p> <p>【補正額】    △34,229</p> <p>【計】    3,285</p> <p>【特定財源】    なし</p>                                                                                              |

| 担当課   | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育課 | <p>○学力向上支援スタッフ追加配置事業    <math>\Delta 24,315</math></p> <p>当初、想定していた勤務形態での採用ができなかったため、不用となる報酬、手当を減額する。</p> <p>【現予算額】    48,460</p> <p>【補正額】    <math>\Delta 24,315</math></p> <p>【計】    24,145</p> <p>【特定財源】    県補助金：学力向上支援スタッフ追加配置事業費補助金<br/>(補助率 10/10)    <math>\Delta 24,315</math></p>   |
|       | <p>○スクール・サポート・スタッフ配置事業    <math>\Delta 1,665</math></p> <p>当初、想定していた勤務形態での採用ができなかったため、不用となる報酬、手当を減額する。</p> <p>【現予算額】    6,523</p> <p>【補正額】    <math>\Delta 1,665</math></p> <p>【計】    4,858</p> <p>【特定財源】    県補助金：スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金<br/>(補助率 10/10)    <math>\Delta 1,557</math></p>    |
|       | <p>○児童生徒用端末整備事業    <math>\Delta 255,300</math></p> <p>GIGAスクール構想に基づき、児童生徒用の端末整備を行っているが、事業費が確定したため、不用額を減額する。</p> <p>【現予算額】    474,229</p> <p>【補正額】    <math>\Delta 255,300</math></p> <p>【計】    218,929</p> <p>【特定財源】    国庫補助金：公立学校情報機器整備費補助金    <math>\Delta 48,699</math><br/>(補助率 2/3)</p> |
| 文化財課  | <p>○史跡甲斐国分寺跡整備事業    <math>\Delta 3,364</math></p> <p>史跡等土地買上について、補償金額が確定したため、不用額を減額する。</p> <p>【現予算額】    39,154</p> <p>【補正額】    <math>\Delta 3,364</math></p> <p>【計】    35,790</p> <p>【特定財源】    国庫補助金：国宝重要文化財等保存整備費補助金    <math>\Delta 2,756</math><br/>(補助率 4/5)</p>                         |

その他

○繰越明許費（新規）

土木費・笛吹みんなの広場整備事業 <政策課>

内容：笛吹みんなの広場整備工事及び工事監理委託 489,783千円 （令和3年9月末完成予定）

衛生費・上水道事業会計出資費 <水道課>

内容：境川浄水場関連送水管布設工事 7,200千円 （令和3年6月完成予定）

農林水産業費・県営畑地帯総合整備事業 <農林土木課>

内容：県営事業負担金 210,125千円 （令和3年9月完成予定）

農林水産業費・中山間地域総合整備事業 <農林土木課>

内容：県営事業負担金 13,350千円 （令和3年9月完成予定）

農林水産業費・農業施設整備事業 16,000千円 <農林土木課>

内容：成田堰改修工事 （令和3年6月完成予定）

農林水産業費・土地改良施設維持管理事業 <農林土木課> 6,000千円

内容：東原水路改修工事 2,000千円 （令和3年10月完成予定）

内容：三柵地内水路改修工事 2,000千円 （令和3年6月完成予定）

内容：八代町南地内舗装工事 2,000千円 （令和3年6月完成予定）

商工費・観光宣伝事業 <観光商工課>

内容：飲食店キャンペーン支援業務委託 14,700千円 （令和4年2月完了予定）

商工費・伝統的観光地再活性化支援事業 <観光商工課>

内容：伝統的観光地再活性化支援事業に係る経費 1,800千円 （令和4年3月完了予定）

土木費・道路維持管理費 <土木課> 25,855千円

内容：1083号線他道路改良工事（石和町四日市場地内） 14,355千円 （令和3年4月完成予定）

内容：1－10号線舗装修繕工事（石和町四日市場、広瀬地内）

8,000千円 （令和3年5月完成予定）

内容：1254号線側溝修繕工事（石和町井戸地内） 3,500千円 （令和3年5月完成予定）

土木費・道路構造物長寿命化事業 <土木課> 22,000千円

内容：Ⅲ判定橋梁設計委託および積算委託 12,000千円 （令和3年7月完成予定）

内容：Ⅲ判定橋梁補修補強工事（戸倉橋） 10,000千円 （令和3年6月完成予定）

土木費・市単独道路改良事業 <土木課> 66,975千円

内容：1-24号線道路改良工事（御坂町成田地内） 34,311千円 （令和3年6月完成予定）

内容：1593号線道路改良工事（石和町広瀬地内） 17,600千円 （令和4年3月完成予定）

内容：2531号線道路改良工事（御坂町竹居地内） 15,064千円 （令和4年3月完成予定）

土木費・砂原橋架替事業 <土木課>

内容：1-13号線道路改良工事費・用地費・補償費 68,500千円 (令和3年5月完成予定)

土木費・新山梨環状道路関連道路整備事業 <土木課>

内容：新山梨環状道路側道用地費・補償費 212,462千円 (令和4年3月完成予定)

土木費・石橋農工団地道路改良事業 <土木課>

内容：市道5287号線道路改良工事に伴う補償金 7,400千円 (令和3年5月完成予定)

土木費・準用河川改修事業費 <土木課>

内容：準用河川寒川改修工事(石和町広瀬地内) 8,000千円 (令和3年6月完成予定)

土木費・公園維持管理事業 <まちづくり整備課>

内容：石和小林公園遊具更新工事 22,860千円 (令和3年4月完成予定)

教育費・小学校施設計画の改修事業 <教育総務課>

内容：八代小学校特別教室空調設備設置工事 15,730千円 (令和3年9月完成予定)

教育費・浅川中学校校舎等改修事業 <教育総務課>

内容：浅川中学校長寿命化改修工事設計業務委託 53,209千円 (令和3年7月完成予定)

教育費・児童生徒用端末整備事業 <学校教育課>

内容：児童生徒用端末設定委託 61,127千円 (令和3年6月完了予定)

○繰越明許(変更)

民生費・石和西小学校学童保育室改修事業 <子育て支援課>

内容：工事請負費が追加となるため。

52,016千円 → 68,004千円 (令和3年10月完成予定)

# 令和 3 年度 当初予算 見積総括表

教育委員会 部 (局)

(単位：千円)

| 課 名   | 歳出見積額       | 財 源 内 訳  |         |          |          |             |
|-------|-------------|----------|---------|----------|----------|-------------|
|       |             | 国庫支出金    | 県支出金    | 地方債      | その他      | 一般財源        |
| 教育総務課 | 1, 123, 709 | 66, 621  | 5, 245  | 456, 300 | 308, 870 | 286, 673    |
| 学校教育課 | 1, 535, 106 | 966      | 84, 876 | 25, 700  | 14, 586  | 1, 408, 978 |
| 生涯学習課 | 385, 808    |          | 3, 126  |          | 3, 997   | 378, 685    |
| 文化財課  | 194, 533    | 82, 972  | 3, 995  |          | 11, 147  | 96, 419     |
| 図書館   | 130, 421    |          |         |          | 141      | 130, 280    |
|       |             |          |         |          |          | 0           |
|       |             |          |         |          |          | 0           |
|       |             |          |         |          |          | 0           |
| 部（局）計 | 3, 369, 577 | 150, 559 | 97, 242 | 482, 000 | 338, 741 | 2, 301, 035 |



# 令和 3 年度 当初予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

# 歳入予算款別総括表

(単位：千円 %)

|    | 款名称          | 3年度見積り     | 構成比   | 2年度予算      | 構成比   | 比較        | 増減率    |
|----|--------------|------------|-------|------------|-------|-----------|--------|
| 1  | 市税           | 7,943,069  | 22.3  | 8,640,562  | 26.8  | △ 697,493 | △ 8.1  |
| 2  | 地方譲与税        | 263,550    | 0.7   | 269,800    | 0.8   | △ 6,250   | △ 2.3  |
| 3  | 利子割交付金       | 5,800      | 0.0   | 3,600      | 0.0   | 2,200     | 61.1   |
| 4  | 配当割交付金       | 28,500     | 0.1   | 30,800     | 0.1   | △ 2,300   | △ 7.5  |
| 5  | 株式等譲渡所得割交付金  | 33,600     | 0.1   | 17,000     | 0.1   | 16,600    | 97.6   |
| 6  | 法人事業税交付金     | 57,600     | 0.2   | 26,600     | 0.1   | 31,000    | 116.5  |
| 7  | 地方消費税交付金     | 1,536,200  | 4.3   | 1,494,800  | 4.6   | 41,400    | 2.8    |
| 8  | ゴルフ場利用税交付金   | 31,900     | 0.1   | 31,800     | 0.1   | 100       | 0.3    |
| 9  | 環境性能割交付金     | 21,400     | 0.1   | 29,400     | 0.1   | △ 8,000   | △ 27.2 |
| 10 | 地方特例交付金      | 177,249    | 0.5   | 43,200     | 0.1   | 134,049   | 310.3  |
| 11 | 地方交付税        | 8,347,900  | 23.5  | 8,095,000  | 25.1  | 252,900   | 3.1    |
| 12 | 交通安全対策特別交付金  | 7,500      | 0.0   | 7,500      | 0.0   | 0         | 0.0    |
| 13 | 分担金及び負担金     | 150,036    | 0.4   | 156,541    | 0.5   | △ 6,505   | △ 4.2  |
| 14 | 使用料及び手数料     | 218,018    | 0.6   | 243,905    | 0.8   | △ 25,887  | △ 10.6 |
| 15 | 国庫支出金        | 5,009,341  | 14.1  | 4,174,144  | 13.0  | 835,197   | 20.0   |
| 16 | 県支出金         | 2,593,307  | 7.3   | 2,354,306  | 7.3   | 239,001   | 10.2   |
| 17 | 財産収入         | 85,357     | 0.2   | 102,257    | 0.3   | △ 16,900  | △ 16.5 |
| 18 | 寄附金          | 1,229,340  | 3.5   | 262,471    | 0.8   | 966,869   | 368.4  |
| 19 | 繰入金          | 3,201,110  | 9.0   | 1,688,406  | 5.2   | 1,512,704 | 89.6   |
| 20 | 繰越金          | 400,000    | 1.1   | 400,000    | 1.2   | 0         | 0.0    |
| 21 | 諸収入          | 196,736    | 0.6   | 188,400    | 0.6   | 8,336     | 4.4    |
| 22 | 市債           | 4,017,600  | 11.3  | 3,934,200  | 12.2  | 83,400    | 2.1    |
|    | (うち 臨時財政対策債) | 1,259,600  | 3.5   | 802,000    | 2.5   | 457,600   | 57.1   |
|    | 歳入合計         | 35,555,113 | 100.0 | 32,194,692 | 100.0 | 3,360,421 | 10.4   |

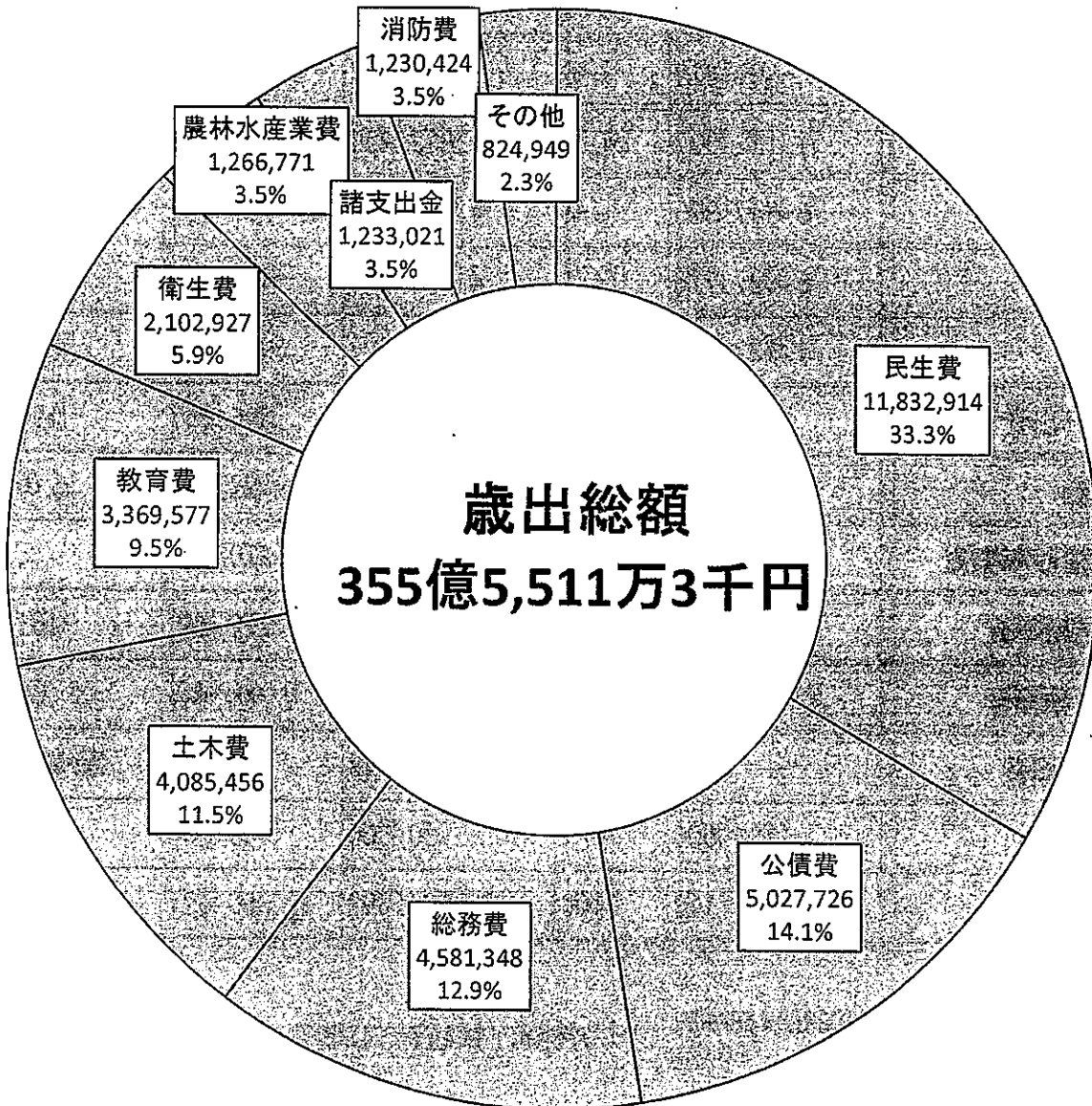
○ 臨時財政対策債：国の財源不足により、地方交付税の替わりとして発行する市債です。後年、全額が地方交付税に算入されます。

歳出予算款別総括表

(単位：千円　%)

[illegible]

( 単位 : 千円 )



# 重点事業予算措置状況

(単位:千円)

|    | 事業名                    | 見積額     | 事業概要                                                                        | 所管部署                     |
|----|------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1  | 園病児・病後児保育事業            | 11,711  | 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病院等において病気の児童を一時的に保育する市内施設に対し、開設準備経費並びに初年度に係る運営費等を支援する。 | 保健福祉部<br>子育て支援課          |
| 2  | 園保育所施設整備管理事業           | 227,700 | 子どもの安心・安全な保育環境を提供するため、石和東こども園の園舎建替事業及びあさま保育園の園舎防水改修事業に対して支援を行う。             | 保健福祉部<br>子育て支援課          |
| 3  | 子育て世代住宅取得補助事業          | 51,150  | 子育て世代で新規に住宅を取得する予定の者に対し補助金を交付することにより、子育て世代の笛吹市への移住・定住を促進する。                 | 総合政策部<br>企画課             |
| 4  | 園高齢者の保健事業・介護予防の一体的実施事業 | 3,627   | 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みを構築することで、高齢者の心身の多様な課題に対応した支援を可能とする。                | 保健福祉部<br>長寿介護課<br>健康づくり課 |
| 5  | 園多目的芝生グラウンド整備検討事業      | 15,734  | スポーツ活動に取り組む市民を増やすとともに市民の健康づくりを推進するため、多目的芝生グラウンドの整備について検討する。                 | 総合政策部<br>政策課             |
| 6  | 浅川中学校校舎等改修事業           | 748,862 | 浅川中学校校舎を長寿命化による改修を行い、安全安心な学校教育環境を確保する。                                      | 教育委員会<br>教育総務課           |
| 7  | 学校プール民間活用モデル事業         | 5,739   | 水泳授業の課題解決のため、民間プールを活用した検証モデル事業を行う。                                          | 教育委員会<br>教育総務課           |
| 8  | 園学校トイレ洋式化検討事業          | 3,168   | 小中学校におけるトイレの洋式化を進めていくなかで、リース方式について検討するための調査業務を実施する。                         | 教育委員会<br>教育総務課           |
| 9  | 新道峠展望台整備事業             | 38,445  | 令和3年度中に新道峠展望台が供用開始されるため、訪問者の送迎を専用車両により行う。                                   | 産業観光部<br>観光商工課           |
| 10 | 笛吹市農業塾推進事業             | 8,400   | 農業塾において、相談や支援を求める農業者等に対して、引き続き、一体的かつ継続的に取り組み、諸問題の解決を図る。                     | 産業観光部<br>農林振興課           |
| 11 | モモせん孔細菌病防除対策事業         | 263,917 | モモのせん孔細菌病の対策として、引き続き、防除薬剤の購入費を補助し、産地の維持を図る。                                 | 産業観光部<br>農林振興課           |
| 12 | 県営畑地帯総合整備事業            | 150,600 | 農道、水路、圃場整備、鳥獣害柵などの農業基盤整備を図ることにより、農業振興及び担い手の確保を図る。                           | 産業観光部<br>農林土木課           |
| 13 | 砂原橋及び周辺道路整備事業          | 77,000  | 石橋工業団地、笛吹八代スマートインターチェンジ、新山梨環状道路を結ぶアクセス道路として、令和3年度中の供用開始を目指す。                | 建設部<br>土木課               |
| 14 | 石橋工業団地基盤整備事業(水道事業)     | 15,210  | 積極的な企業誘致を進めていくにあたり、石橋工業団地内の基盤整備として、水道管布設工事を行う。                              | 公営企業部<br>水道課             |
| 15 | 石橋工業団地基盤整備事業(公共下水道事業)  | 73,950  | 積極的な企業誘致を進めていくにあたり、石橋工業団地内の基盤整備として、下水道管布設工事を行う。                             | 公営企業部<br>下水道課            |

(単位:千円)

|    | 事業名                           | 見積額     | 事業概要                                                                        | 所管部署            |
|----|-------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 16 | 石橋工業団地基盤整備事業<br>(道路改良事業)      | 24,079  | 企業誘致に必要な基盤整備として、団地内の市道拡幅整備を行う。                                              | 建設部<br>土木課      |
| 17 | 地域おこし企業人事業                    | 10,894  | 地域おこし企業人のノウハウを活用し、女子旅モデルプランの作成、インスタグラムへの記事掲載等を行い、本市の魅力を発信する。                | 総合政策部<br>企画課    |
| 18 | ふるさと納税事業                      | 622,599 | ふるさと納税寄附額の目標を12億円とし、寄附額を増額するため、PR活動及び新規の返礼品の開発に取り組む。                        | 総合政策部<br>企画課    |
| 19 | 圏都市計画道路見直し事業                  | 7,799   | 都市計画道路について、近年の社会経済情勢の変化や人口減少等を踏まえ必要な見直しを行う。                                 | 建設部<br>まちづくり整備課 |
| 20 | 圏防災体制整備事業                     | 5,806   | 避難所単位によるモデル地区を選定し、地区防災計画及び各世帯を対象とした“わが家の災害時行動計画”の策定を支援する。                   | 総務部<br>防災危機管理課  |
| 21 | 圏備蓄品整備事業                      | 9,499   | 指定避難所等に防災物品を備蓄する防災倉庫を整備する。                                                  | 総務部<br>防災危機管理課  |
| 22 | 圏本館電源装置移設事業                   | 104,994 | 本館における浸水対策として、受変電設備の高所移設及び自家用発電設備を72時間連続稼働できるよう更新する。                        | 総務部<br>管財課      |
| 23 | 圏災害廃棄物処理基本計画策定事業              | 5,302   | 災害時における粗大ごみやがれき、避難所からのごみ及びし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復を図るため、災害廃棄物処理基本計画を策定する。 | 市民環境部<br>環境推進課  |
| 24 | 新山梨環状道路関連道路整備事業               | 921,571 | 新山梨環状道路建設に伴う周辺地域の更なる活性化を目的に、側道を整備する。引き続き、用地買収及び物件補償を行う。                     | 建設部<br>土木課      |
| 25 | 圏水道事業(耐震化計画策定)                | 105,116 | 平成10年度以前の旧設計指針で建設された1,000㎡以上の浄水場13施設の耐震診断を行うとともに、耐震化計画を策定する。                | 公営企業部<br>水道課    |
| 26 | 笛吹みんなの広場整備事業                  | 168,950 | 令和3年度中の供用開始を目指し、笛吹みんなの広場の整備を行う。                                             | 建設部<br>まちづくり整備課 |
| 27 | 圏笛吹みんなの広場整備事業(オープニングイベント開催事業) | 11,222  | 笛吹みんなの広場のオープニングイベントとして、市が広場の利用方法を示すことにより、その後の各種団体による利用につなげる。                | 総合政策部<br>政策課    |
| 28 | 圏空家等解体費支援事業                   | 1,000   | 適切な管理が行われていない空家等を解体するための補助金を令和3年度から交付する。                                    | 建設部<br>まちづくり整備課 |
| 29 | 内部情報系システム構築事業                 | 211,471 | 令和4年度の運用開始に向け、内部情報系システムを構築し、業務の効率化を図る。                                      | 総務部<br>情報システム課  |
| 30 | 圏行政改革推進事業(業務分析)               | 50,006  | 市役所の業務分析を行い、組織や業務の効率化及び経費削減等に取り組む。                                          | 総合政策部<br>政策課    |

令和3年 笛吹市議会 第1回定例会  
[議案に対する質疑及び代表質問]一覧

| 番号 | 会派名       | 質疑及び質問事項                   | 備考 |
|----|-----------|----------------------------|----|
|    | 質問者       |                            |    |
| 1  | 笛新会       | 1 令和3年度の当初予算案について          |    |
|    |           | 2 新型コロナウイルス感染症対策について       |    |
|    |           | 3 防災対策について                 |    |
|    |           | 4 道路網整備計画の検討状況について         |    |
|    | 神宮司 正人 議員 | 5 市内主幹産業である農業について          |    |
|    |           | 6 学校教育環境について               |    |
|    |           | 7 八千蔵・高家地区の残された課題の進捗状況について |    |
|    |           | 8 リニアトンネル湧水の活用について         |    |
| 2  | 新風会       | 1 令和3年度当初予算編成について          |    |
|    |           | 2 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について   |    |
|    |           | 3 農業振興及び農業塾について            |    |
|    | 落合 俊美 議員  | 4 境川町大坪地区浸水対策について          |    |
|    |           | 5 浅川中学校改修工事について            |    |
|    |           | 6 病児病後児保育事業の実施について         |    |
| 3  | 誠和会       | 1 令和3年度当初予算案について           |    |
|    |           | 2 新型コロナ対策について              |    |
|    | 小林 始 議員   | 3 児童生徒用端末整備事業について          |    |
|    |           | 4 公金収納のキャッシュレス化の推進について     |    |
| 4  | 公明党       | 1 新型コロナウイルスワクチン接種対策について    |    |
|    |           | 2 新年度当初予算における主な重点政策について    |    |
|    | 中川 秀哉 議員  | 3 市民のニーズに応える可燃ごみ収集対策について   |    |
| 5  | 笛政クラブ     | 1 令和3年度の予算編成について           |    |
|    |           | 2 小中学校の教育について              |    |
|    |           | 3 市民の健康維持について              |    |
|    | 前島 敏彦 議員  | 4 税収及び確定申告会場の対策について        |    |
|    |           | 5 笛吹みんなの広場及び新道峠の整備について     |    |
| 6  | 日本共産党     | 1 コロナ感染防止対策について            |    |
|    |           | 2 生活保護の活用について              |    |
|    | 渡辺 正秀 議員  | 3 公共交通の確保について              |    |

## 令和 3 年 笛吹市議会第 1 回定例会代表質問に関する質問及び回答

◎ 笛新会 神宮司 正人 議員

### 6 「学校教育環境」について

#### (1) 「GIGA スクール構想による ICT 機器整備の進捗状況」については

【答 弁】

既に、小中学校の各教室に大型提示装置を整備し、2 学期から教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を実施しています。

一人一台端末 4,235 台の納入、各教室への校内無線 LAN の設置については、2 月中にすべての小中学校で完了しました。

#### (2) 「25 人学級導入における課題」については

【答 弁】

新年度から、25 人学級が小学校 1 年生に導入されます。

これに伴う教員については、県が必要な数を確保することとなっています。

教室については、現時点では影響ありませんが、今後 25 人学級が 2 年生以上に導入された場合、教室の不足が懸念されます。

#### (3) 「非接触型自動水栓の整備状況」については

【答 弁】

小中学校の緊急自動水栓化事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、早期に利用できるようにするため、5 工区に分けて工事を実施し、2 月中に設置を完了しています。

校舎改修予定の浅川中学校を除く、市内 18 校の校舎や屋内運動場の手洗い場、トイレなど、児童生徒が使用する水道の蛇口 1,033 箇所を自動水栓に交換しました。

◎ 新風会 落合 俊美 議員

### 5 「浅川中学校改修工事」について

#### (1) 「長寿命化改修による経費削減の程度」については

【答 弁】

長寿命化改修は、建物の構造躯体(くたい)であるコンクリート部分を残す工事手法となるため、躯体(くたい)の新築、解体に係る費用が発生せず、工期の短縮も可能となります。

このため、一般的に新築工事と比較し、工事費を 3 割から 4 割程度削減できるとされてい



ます。

(2)「工事の概要、総事業費、スケジュール」については

【答 弁】

校舎本体工事は、建物の耐久性を高めるためのコンクリートの中性化対策、耐久性に優れた部材の使用及び水道・電気等のライフラインの更新とともに建物の機能や性能を向上させるための、省エネルギー化やバリアフリー化及び防災機能の強化などの改修を予定しています。

付帯施設は、屋内運動場のトイレ整備、技術科棟の断熱改修及び部室棟改築などの各種工事を実施します。

なお、基本設計段階での総事業費は、21 億 6,500 万円を見込んでいます。

令和 3 年度は、夏休み期間を中心に付帯施設の工事を実施し、併せてグラウンド北側へ仮設校舎の建設を進めます。冬休み期間中に仮設校舎への引越しを行い、3 学期から校舎本体の改修工事に着手する予定です。

新校舎の供用開始は令和 5 年 4 月からを予定しており、生徒の皆さんに快適な学習環境を提供できるよう努めていきます。

(3)「改築と長寿命化における建物の耐用年数の差異」については

【答 弁】

改築の目安となる、鉄筋コンクリート造校舎の法定耐用年数は、財務省令で 47 年と定められています。

一方、長寿命化改修は、建物の耐久性や機能、性能を向上させるための工事を行うことで、改修後 30 年以上、物理的な耐用年数を延ばし、建物の目標使用年数を 80 年程度とするものです。

◎誠和会 小林 始 議員

3 「児童生徒用端末整備事業」について

(1)「児童生徒用端末整備事業の進捗状況」については

【答 弁】

1 月下旬から一人一台端末 4,235 台の納入を開始し、2 月中旬にはすべての小中学校で納入が完了しました。

納入を終えた学校から随時初期設定の作業等を行っており、設定が終わり次第、活用をしていきます。本格的な運用は、新年度当初からを予定しています。

(2)「オンライン授業導入による効果」については

【答 弁】

一人一台端末の導入により、臨時休業や分散登校の措置をとった際、自宅等において、デジタル教材やYouTubeによる動画を活用した学習や双方向型の授業が可能となることから、教育活動を継続させることができます。加えて、児童生徒の学習状況や健康状態を把握することもできます。

また、インターネットを通じて、在籍校に居ながら、学校間の交流や合同授業を実施することができます。

(3)「インターネット環境のない家庭への対応」については

【答 弁】

インターネット環境が整備されていない家庭に対しては、Wi-Fi ルーターを 192 台購入し、それらを貸し出して対応します。

(4)「教材や研修などの対応」については

【答 弁】

各教室には大型提示装置を整備し、2 学期から教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を実施しています。また、研究指定校におけるデジタル教材を活用した授業公開や、大型提示装置によるオンライン始業式などを試行しています。

校長会や教頭会及び各校の代表者で構成する、市の学力向上研究委員会では、効果的な指導法や教材の開発について研究を進めており、これらの成果を小中学校に還元するとともに、各校の校内研究に ICT の活用を位置付け、指導力の向上に努めています。

笛政クラブ 前島 敏彦 議員

2 「小中学校の教育」について

(1)「年間で学ぶべきことの達成」については

【答 弁】

時間割編成や指導内容の工夫を行うとともに、夏季休業の短縮、カリキュラムの見直しによる授業時間の確保及び学校行事の簡素化を行いました。

さらに、学力向上支援スタッフ及びスクールサポートスタッフ 59 人を追加して配置し授業の支援等を行ったことにより、学ぶべき内容について学習ができています。

(2)「高校受験への大きな影響」については

【答 弁】

学習範囲の一部を入試の出題範囲から除く措置が執られたことから、出題範囲の変更に基づく学習指導や志望校の選択など、各校できめ細かな進路指導を行ったことにより、現時

点で大きな影響は出ていません。

(3)「浅川中の大規模改修に伴う生徒への影響」については

【答 弁】

浅川中学校については、令和 3 年度から仮設校舎の建設や校舎の本体工事など、改修事業に伴う工事が本格化します。

工事期間中は、仮設校舎での授業実施など、生徒の皆さんに大変御不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、工期の短縮に努めながら、教育活動に支障が生じないよう十分配慮していきます。

また、工事関係者の学校への出入りに際しては、事前の検温やマスクの着用などを義務付け、工事現場での感染防止にも万全な対策を講じていきます。

(4)「GIGA スクール構想への対応と一人一台端末等の整備、オンライン授業の状況」については

【答 弁】

国の GIGA スクール構想を受け、ICT 機器等の整備、教職員の連絡会議や研究会の実施、授業での活用等、令和 3 年度の本格的な運用に向けて準備を進めているところです。

一人一台端末の納入、校内無線 LAN の設置については、2 月中に全ての学校で完了しました。随時、端末の初期設定作業等を行っていて、設定が終わった学校から、順次、授業で活用していきます。

臨時休業や分散登校になった場合における家庭でのオンライン授業については、タブレットの持ち帰りのルールや学習の内容などを検討しています。また、インターネット環境が整備されていない家庭へは、本年度 Wi-Fi ルーター192 台を購入し、貸し出して対応します。

令和3年 笛吹市議会 第1回定例会  
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

| 番号 | 質問者      | 質疑及び質問事項                               | 備考 |
|----|----------|----------------------------------------|----|
| 1  | 武川 則幸 議員 | 1 行政区の「認可地縁団体」取得状況について                 |    |
| 2  | 渡辺 清美 議員 | 1 新型コロナウイルスに打ち勝つために                    |    |
|    |          | 2 いじめ防止対策について                          |    |
| 3  | 古屋 始芳 議員 | 1 コロナ禍の先を見据えた市の魅力発信などの施策について           |    |
|    |          | 2 地域も含めた防災危機管理体制の強化について                |    |
| 4  | 岡 由子 議員  | 1 男女共同参画の視点から見た防災施策について                |    |
|    |          | 2 地方創生の視点から見たSDG s の取り組みについて           |    |
| 5  | 河野 正博 議員 | 1 民生費予算及び生活保護関連について                    |    |
|    |          | 2 笛吹市立 保育所、小学校、中学校の近視対策とLED照明普及について    |    |
| 6  | 山田 宏司 議員 | 1 学校の教育と環境について                         |    |
|    |          | 2 新道峠展望台の活用について                        |    |
| 7  | 荻野 謙一 議員 | 1 境川町大坪地域浸水対策事業（調整池工事・概算事業費7億円）の検証について |    |
| 8  | 河野 智子 議員 | 1 ひとり親家庭の生活状況を把握し必要な支援を                |    |
|    |          | 2 ジェンダー平等社会の推進について                     |    |

## 令和3年 笛吹市議会第1回定例会一般質問に関する質問及び回答

◎ 渡辺 清美 議員

### 2-2「いじめ防止対策」について

(1)「不登校の生徒数及びいじめ又は不明を理由とする生徒数」については

【答 弁】

令和3年1月末現在の不登校児童生徒数は、小学校33人、中学校91人です。不登校の原因は複合的であるため、一つに絞ることは困難ですが、人間関係のトラブルなどのいじめを含むものは、小学校5人、中学校8人です。不登校の理由が不明なケースはありません。

(2)「いじめに関するアンケートの実施時期と結果に基づき対応した件数」については

【答 弁】

いじめに関するアンケートは、最近では令和2年11月下旬から令和3年2月にかけて各校で行い、その実態を把握したところです。いじめの事案については、学校が当該児童生徒から聴き取りをして対応していますが、ケースによっては学校や保護者から相談を受けて教育委員会が指導、助言をしながら対応することもあります。その件数は15件で改善した件数は13件です。

(3)「スクールカウンセラーの効果」については

【答 弁】

全ての小中学校にスクールカウンセラーが配置されています。児童生徒が抱えている課題や悩みについて、個別の状況に応じて専門的な助言を行っており、学校と保護者が連携して支援に当たることができます。

また、継続してカウンセリングを受けることによって児童生徒の心が開放され、欠席日数の減少や保護者も含めた心理負担の軽減につながっています。

(4)「スクールロイヤーの必要性」については

【答 弁】

教育課題が複雑化・多様化している現状において、問題が深刻化する前に、子供の最善の利益を確保する観点から、弁護士による助言が得られる体制を整備する必要性を認識しています。スクールロイヤーの配置については、国や県の動向を踏まえながら今後研究していきます。

(5)「地域での協力を深める取組」については

【答 弁】

各校では、学校開放日を計画的に教育課程に位置付け、地域住民にも授業や行事を参観していただきながら協力体制を築いています。

小中学校の教員間の連携については、中学校区単位で授業を参観し、児童生徒の実態を共有する研究会を年に3、4回実施しています。また、中学進学の際には、丁寧な情報交換を行っています。こうした取組を通じて、小中学校が連携した9年間の学びと育ちの保障に努めています。

(6)「いじめ匿名通報アプリの導入」については

【答 弁】

このアプリは、いじめなどを教育委員会等に匿名で通報できるため、保護者や学校関係者に相談しづらい場合や緊急を要する場合に有効であると思われます。  
導入によるメリットやデメリットについて、先進事例を参考に今後研究していきます。

#### ◎ 岡 由子 議員

4-1「男女共同参画の視点から見た防災施策」について

(4)「学校での防災教育」については

【答 弁】

学校では、「学校安全計画」に基づいて防災教育を計画的に実施し、危険を回避する能力や防災意識の向上に努めています。

具体的には、教科と関連させて防災、減災、避難所等に関する知識や理解を深めたり、予告なしの避難訓練や消防署員を招いて煙体験を実施したりするなど、実践的な取組も行っています。

また、防災意識を育む視点から、有事に備えて各家庭で作成する「わが家の災害時行動計画」を学校においても活用していきたいと考えています。

今後も、家庭や地域、関係機関と連携をとりながら、防災教育を推進していきます。

#### ◎河野 正博 議員

5-2「笛吹市立保育所、小学校、中学校の近視対策とLED照明普及」について

(1)「市における学童視力の最新調査結果」については

【答 弁】

市立保育所においては、視力検査を行っていませんが、令和元年度の3歳児健診における視力検査では、受診者481人のうち11人が医療機関での再検査を受け、その結果、視力

低下のみられる児童は1人でした。

また、令和2年度に実施した健康診断によると、裸眼視力0.7未満の児童生徒の割合は、小学校では24.6パーセント、中学校では43.2パーセントです。

(2)「教育現場における近視対策」については

【答 弁】

市立保育所における保育の現場では、児童に対し、テレビを見るとき等に、一定の距離をとることを指導するとともに、活動の中で文字や絵本が見えづらいしぐさをしている等、気になる児童がいる場合は、速やかに保護者に伝え、眼科の受診を勧めています。

学校における教育現場では、保護者に対し、学校で実施した視力検査の結果を通知し、医療機関への受診を勧めています。また、保健だよりにおける予防策の情報提供、家庭訪問や個別懇談時の保健相談、授業参観で目の健康に関する授業を実施するなど、保護者と連携しながら児童生徒の近視予防に努めています。

(3)「保育所、小中学校におけるLED照明改修の状況」については

【答 弁】

市内の11市立保育所のうち、石和第五、御坂東、かすがい東の3保育所は、LED照明への改修が終了しており、残りの8保育所については、照明器具が故障した際に、LED照明に更新しています。

LED照明への改修を終えた保育所の割合は27パーセントとなっています。  
また、市内19の小中学校のうち、石和中学校のみ照明がLED化されています。その他の学校については、不具合が生じた際に随時LED照明に更新しています。

(4)「LED照明改修工事の計画」については

【答 弁】

LED照明の改修工事については、建物の新築、大規模改修及び照明器具の故障時などに行っており、LED照明改修に限定した工事の計画はありません。

今後は、省エネルギーの推進やトータルコスト削減の観点から、計画的な改修を検討します。

(5)「教育現場における照明の照度基準と検査計画」については

【答 弁】

市立保育所においては、国の児童福祉施設の設備運営基準などにより、採光のための開口部の面積が床面積の5分の1以上必要とされていますが、照明の照度基準の定めはありません。

学校の教室などにおける照明の照度基準については、文部科学省の学校環境衛生基準に定められています。主に、教室及びそれに準じる場所の照度の下限値は300ルクスとされ、

教室及び黒板の照度は、500ルクス以上であることが望ましいとされています。

各学校では学校衛生基準の規定に基づき、照度の測定、検査を行っています。

◎山田 宏司 議員

#### 6-1「学校の教育と環境」について

##### (1)「タブレットパソコンの運用開始時期」については

【答 弁】

1月下旬から一人一台端末のタブレットパソコンの納入が始まり、2月中旬までに全ての学校に設置を完了しました。設置が完了した学校から、随時、初期設定作業などを行っており、設定が終わった学校は授業で活用しています。本格的な運用は、新年度当初からを予定しています。

##### (2)「ICT教育で予想される問題点と対策」については

【答 弁】

ICTを活用した授業を展開していく上で、教員による指導力の差が課題としてあげられます。既に大型提示装置と教師用タブレット、デジタル教科書を活用した授業を2学期から展開していて、校長会や教頭会及び各校の代表者で構成する、市の学力向上研究委員会、効果的な指導法について検討するとともに、研究指定校による授業での活用を進めています。

これらの成果を市立小中学校に還元するとともに、各校の校内研究にICTの活用を位置付け、指導力の向上に努めます。

また、端末を利用する上で必要となる保守管理などの維持、端末の更新、各種ソフトウェア購入に係る費用について、市の財政負担が懸念されます。補助制度の創設など財政措置を講じるよう国や県に働きかけていきます。

##### (3)「子供たちの体力向上の取組」については

【答 弁】

各校においては、体力テストの結果を分析して重点項目を設定し、体力づくりに取り組んでいます。

児童生徒の実態に応じて、体育の準備運動にサーキットトレーニングを取り入れたり、学習カードを活用したりして体育の授業を工夫し、運動量の確保と意欲の向上に努めています。

また、休み時間にリズム縄跳びや外遊びの日を設定し、楽しみながら運動に親しませる取組も進めています。



(4)「不登校の児童生徒が登校出来るような環境づくりや取組」については

【答 弁】

登校できるような環境づくりについては、教員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携、分担して対応し、児童生徒や保護者の意思を尊重しながら教育相談の充実に努めています。

また、ふえふき教育相談室や不登校の児童生徒が通う石和こすもす教室と連携し、個々の状況に応じた支援を行っています。

教室に入れないう児童生徒について、別室での個別指導や ICT 機器を利用して、授業の様子を見るなど環境に慣れるような取組もしています。

家庭などでの学習の取組については、授業で使った学習課題などを家庭に配付し、提出された解答を添削して返しています。また、児童生徒の状況によっては、家庭で自主学習をした課題をもとに放課後に学校で個別指導をし、学力の定着を図っています。

(5)「特別支援教育における保護者へのカウンセリング体制の強化」については

【答 弁】

本年度から、県はすべての小中学校にスクールカウンセラーを配置しています。常駐ではありませんが、計画的に活用して保護者の相談に応じています。

今後、大規模校への増員や各校での勤務時間数の増加について県に働きかけていきます。

また、ふえふき教育相談室を中心に、特別支援学校や保健福祉部、医療機関などとの連携を密にしながら、相談体制の強化を図っていきます。

(6)「教職員の仕事を分散化するための対応」については

【答 弁】

教員の業務負担を減らすために、統合型校務支援システムを導入して業務の効率化を推進しています。また、現在教員が行っている給食費及び教材費等の徴収管理を教育委員会が行う公会計化については、令和 4 年度からの実施に向けて取り組んでいます。

教職員の増員については、引き続き国や県に働きかけていきます。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒の学習の定着度に応じたきめ細かな指導をするための学力向上支援スタッフ 41 人、教員の業務を補助するスクールサポートスタッフ 18 人を学校に配置しています。

◎河野 智子 議員

8-2「ジェンダー平等社会の推進」について

(4)「学校での取組」については

【答 弁】

学校では、道徳や家庭科などで男女平等の人権意識を養ったり、キャリア教育を通して、性別にとらわれず自分の意志で職業を選択する職業観を育んだりしています。

また、男女混合で班を作り、日頃から協力してグループ学習や清掃活動を行うなど、性別による役割分担の意識を持たず、児童生徒が一人の人間として認め合い、個性と能力が発揮できるよう、教育活動を行っています。

## 報告第15号（3月）

# 教育長職務代理者の指名について

教育総務課

報告第 15 号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、

教育長職務代理者に次の者を指名する。

教育長職務代理者 久保田 一男

就 任 期 日 令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 3 月 5 日

笛吹市教育委員会 教育長 望月 栄一

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその  
指名する委員がその職務を行う。